

## 板橋区市街地再開発事業補助金交付要綱

平成 17 年 6 月 14 日 区長決定

平成 29 年 11 月 29 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

### (目的)

第 1 条 この要綱は、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号。以下「法」という。)第 122 条第 1 項の規定に基づき、市街地再開発事業に要する費用を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象者)

第 2 条 市街地再開発事業補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる者は、次に掲げるもの(以下「施行者」という。)とする。

- (1) 法第 7 条の 9 第 1 項の規定により施行の認可を受けた個人施行者
- (2) 法第 11 条第 1 項の規定により設立された市街地再開発組合
- (3) 施行予定地区内となるべき区域の宅地について所有権又は借地権を有する者の 3 分の 2 以上の者が参加している市街地再開発準備組織

### (補助対象事業)

第 3 条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、前条第 3 号に規定する市街地再開発準備組織に対する補助対象事業は、(1) のアに限るものとする。

- (1) 調査設計計画
  - ア 事業計画の作成
  - イ 地盤調査
  - ウ 建築設計
  - エ 権利変換計画の作成
- (2) 土地整備
  - ア 建築物等の除却
  - イ 土地の整地
  - ウ 仮設店舗等の設置
  - エ 補償費等

- (3) 共同施設整備
  - ア 空地等の整備
  - イ 供給処理施設の整備
  - ウ その他の共同施設の整備

(補助金の額及び算出方法)

第4条 補助金の額は、当該年度予算の範囲内とする。

2 補助率は、補助対象事業に要する費用の3分の2以内とする。

ただし、次項により算定した額による補助率が3分の2を超える場合は、この限りではない。

3 費用の算定方法は、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日。国官会第2317号)等、国の定める基準による。

(交付申請)

第5条 施行者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、補助金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合において、当該申請に係る補助金の交付又は補助対象事業の目的及び内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたもの(以下「補助事業」という。)については、その決定の内容及び条件を補助金交付決定通知書により、施行者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 施行者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知書の受領日以後14日以内に、補助金交付申請取下書により、補助金の交付申請を取下げものとする。

2 前項の規定による補助金の交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとする。

(全体設計の承認)

第8条 施行者は、補助対象事業が2年以上にわたるときは、全体設計(変更)承認申請書により、区長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、全体設計の変更をしようとするときも同様とする。

3 第1項の申請は、全体設計に係る最初の年度に行う補助金交付申請前に行うものとする。

(経費配分の変更)

第9条 施行者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、補助金の経費の配分変更申請書により、区長の承認を受けなければならない。

(内容の変更)

第10条 施行者は、補助金の交付決定の後に補助事業の内容を変更しようとする場合において、補助金の額に変更が生じるときは、補助金交付変更申請書により、区長に申請しなければならない。

2 施行者は、補助金の交付決定の後に次の各号に該当する補助事業の内容を変更しようとする場合において、補助金の額に変更が生じないときは、区と協議の上必要に応じ、内容変更承認申請書により、区長の承認を受けなければならない。

(1) 施設建築物の位置及び形態の変更

(2) 事業を施行する区域の変更

(交付決定の変更)

第11条 区長は、前条第1項の規定により補助金交付変更申請書の提出があった場合において、当該申請に係る補助金の交付又は補助対象事業の変更内容を審査し、補助金の交付決定の変更が適当であると認めたものについては、その決定の内容及び条件を補助金交付変更通知書により、施行者に通知するものとする。

(中止及び廃止)

第12条 施行者は、補助金の交付決定の後において、やむを得ない事情により補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに(一部・全部)(中止・廃止)承認申請書により、区長の承認を受けなければならない。

(完了期日の変更)

第13条 施行者は、補助事業が交付決定通知に付された期日までに完了しないときは、速やかに完了期日変更報告書により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告があったときは、その理由を調査し、施行者にその処理について適切な指示をするものとする。

(遂行状況報告)

第14条 施行者は、補助事業の遂行状況に関して、区長の指示に基づき、遂行状況報告書により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、必要に応じて補助事業の遂行状況を検査又は調査し、施行者に対し前項の規定による報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第15条 区長は、施行者が提出する報告書、地方自治法第221条第2項の規定による調査等により、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、施行者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、施行者が前項の規定に違反したときは、施行者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第16条 施行者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了実績報告書により、区長に速やかに報告しなければならない。

2 施行者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、年度終了実績報告書により、区長に速やかに報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助事業に要した費用に補助率を乗じて得た額と補助金の交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって交付すべき補助金の

額を確定し、補助金の額の確定通知書により、施行者に通知するものとする。

(交付方法)

第18条 補助金は、第6条の補助金交付決定通知書を受けた施行者から提出された請求書に基づき交付する。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定額の範囲内において、かつ、補助事業の進捗度合等を勘案して、各補助区分に応じ分割し、又は一括して補助金を交付することができる。

(是正のための措置)

第19条 区長は、第17条の規定による審査及び調査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、施行者に対し、これらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

(交付決定の取消)

第20条 区長は、施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第21条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、施行者の当該補助事業に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、施行者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

2 区長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、施行者に対して、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずることができる。

3 区長は、前2項の場合において、補助金の返還を命ずるときは、補助金返還命令書により、施行者に通知するものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 区長が第 20 条第 1 項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により施行者に対し補助金の返還を命じたとき、施行者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間についてはその納付した額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付するものとする。

2 施行者が補助金の返還を命ぜられた場合において、区長の指定した納期日までに納付しなかったときは、施行者は、納期日の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付するものとする。

(違約加算金の計算)

第23条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、区長が返還を命じた額に相当する補助金は、施行者が最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、施行者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 区長が第 22 条第 2 項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、施行者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(関係書類・帳簿等の整理保管)

第25条 施行者は、補助事業に係る収入、支出に関する帳簿・証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類を作成し、当該補助事業終了の属する会計年度の終了後、5 年間保管しなければならない。

- 2 前項に規定する書類の保管期限の計算は、当該補助事業終了の翌年度の4月1日から起算する。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な細目、申請書等の様式は、まちづくり推進室長が別に定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の交付に必要な事項については、東京都板橋区補助金交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによる。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年6月14日から施行する。
- 2 東京都板橋区市街地再開発事業補助金交付要綱(建設省都市局所管補助事業)(昭和62年8月20日板橋区長決定)及び東京都板橋区市街地再開発事業補助金交付要綱(建設省住宅局所管補助事業)(平成4年12月16日板橋区長決定)は、廃止する。

付 則 (平成29年11月29日付け)

- 1 この要綱は、平成29年11月29日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日付け)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。